

○財務省告示第百八十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年五月十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百十  
七回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適  
用等 社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

五

イ  
方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
格 競 争 入 札 入 募 一 と い う 。  
後 行 入 札 入 募 一 と い う 。  
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の  
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の  
に よ り 発 行 一 以 下 額 を 定 め る も の  
別 加 者 一 第 二 非 格 競 争 入 札  
発 行 一 と い う 。

ロ

国 債 参 加 場  
特 別 参 加 場  
者 一 第 一 次  
非 格 競 争 入 札  
争 入 札 発 行  
及 び 国 債 参 加 場  
行 入 札 発 行  
債 市 場 特 別 参 加 者  
別 加 者 一 第 一 次  
第 二 次 第 三 次

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 一 第 一 次 第 二 次 第 三 次  
当 て る 。  
も の か ら そ の うち 応 募 額 を 順 次 割 り  
各 申 込 募 入 札 額 を 割 り 当 て る 。  
込 み 申 込 募 入 札 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ  
発

入 価 行 争  
札 格 競 行 争  
発 競 行 争  
行 争 額

額 面 金 額 二 兆 八 百 十 三 億 円  
う ち 基 づ き 発 行 した 利 付 九 億 二 千 万 円  
定 め る 。  
つ い は 十 五 万 円 以 上 の 額 を 運 営 費 用 として  
千 六 百 十 五 万 円 以 上 の 額 を 運 営 費 用 として  
必 要 な 財 源 の 確 保 関 係 する 法 律 の  
公 債 発 行 一 項 の 特 定 基 づく 発 行  
第 三 条 第 一 項 の 規 定 基 づく 発 行





十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

第二期以後の利子  
償還期限  
償還金額  
元利支  
払場所  
入札参加  
者  
払込期日

毎  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
とし、各  
支  
払  
期  
にお  
い  
て、その  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う。  
平  
成  
三  
十  
三  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円  
日  
本  
銀  
行  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
平  
成  
二  
十  
八  
年  
五  
月  
十  
九  
日

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$